

第 1 2 節 環境保全型行政の創造

1 環境保全型行政の創造

市は行政の主体としての立場のほか、通常の経済活動を行う事業者・消費者としての側面も持っています。市の施策策定時等の環境配慮を推進するとともに、市の活動が環境に与えている影響を低減させるために率先実行計画を策定し、計画的に推進します。

<実施事業等>

(1) 大津市環境施策推進本部の設置と運営

平成 9 年 12 月、環境基本計画の推進を中心に環境行政を総合的、計画的に推進するために「大津市環境施策推進本部」を設置しました。副市長を本部長とし、副本部長および 13 部局長で本部員会議を、41 所属長で幹事会議を組織し、計画推進のために庁内の調整と連携を図っています。⁽²²⁾

(2) ISO14001 大津市環境マネジメントシステムの取り組み

ア ISO14001 に基づく大津市役所環境マネジメントシステム

交通騒音や水質汚濁等の身近な環境に関わるものから地球規模に及ぶ環境問題は、私たちの社会経済活動や日常生活によって引き起こされたものであり、市民、事業者、行政が常に環境への影響を考え、環境に配慮した活動に変えていく必要があります。

大津市役所も行政の主体としての役割のほかに、地域の事業者・消費者として、その活動は環境に大きな影響を及ぼしています。この認識のもと、平成 11 年度から「環境にやさしい大津市役所率先実行計画」(後述)を推進してきましたが、環境マネジメントシステムの国際規格 ISO14001 と同計画を合体して推進することで、環境負荷をより効果的に低減し、市民や事業者への啓発効果が期待できること、加えて自主的積極的な環境行動やパートナーシップの構築にも寄与しうるとの考えのもと、ISO14001 規格による環境マネジメントシステムの構築・運用を進めてきました。

平成 13 年 4 月 1 日	環境部 ISO 取得推進室発足
平成 14 年 9 月 18 日	本庁舎の認証取得
平成 15 年 9 月 18 日	庁外事務系職場に適用範囲を拡大
平成 17 年 9 月 18 日	適用範囲を見直し、認証更新
平成 20 年 3 月 10 日	北部クリーンセンターの認証取得(本庁舎等事務系職場とは別サイト)

本庁舎等事務系職場については、平成 20 年度は、7 月 14 日、15 日に更新審査を受審して認証の更新を行い、また、北部クリーンセンターについては、平成 21 年 2 月 20 日に中間審査を受審して認証を継続し、取り組みを進めました。その一方で、事務系職場については、平成 14 年度の取得から 6 年が経過し、取り組みについて一定のノウハウが蓄積されたことから、これまでの経験等を活かし、ISO14001 に代わる本市の独自の環境マネジメントシステムの導入の検討を行いました。

イ 環境目的・目標及びプログラムの進捗状況

平成 20 年度、事務系職場においては、環境方針に基づき、次に示す項目について目的・目標を設定しました。(全 31 項目)これらの項目については、年度当初に年間スケジュールを立て、四半期ごとに進捗管理を行うことにより、目標を達成しました。

- ・ 「省エネルギー 省資源の推進」 電気使用量削減の推進等
- ・ 「廃棄物の削減」 生ごみ処理機の導入補助や古紙の再資源化に対する補助等
- ・ 「生活環境の保全」 環境基準設定河川の基準達成率の向上や主要幹線道路における環境騒音常時監視調査等
- ・ 「市民等の取り組みへの支援の推進」 市民のゴミ保全活動の推進や環境パートナーシップの形成と推進等
- ・ 「環境基本計画の推進」 環境基本計画の進行管理
- ・ 「環境保全行政の創造」 新環境マネジメントシステムの継続的改善や高負荷施設の取得検討・支援等

(3) 「環境にやさしい大津市役所率先実行計画第4次計画」の策定

ア 率先実行計画の策定

市役所は、行政の主体としての役割のほか、建築物の建築・維持管理などを行う事業者、各種製品やサービスの購入などを行う消費者としての側面も有しています。こうした自らが事業者・消費者として、その事務及び事業を執行するに際し、環境に与える負荷を自主的積極的に低減させることが重要であり、また、市役所が率先してこのような環境に配慮した行動に努めていくことが大切であることから、平成11年3月に大津市環境基本計画に基づき「環境にやさしい大津市役所率先実行計画(第1次計画)」を策定しました。また、平成13年3月には「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき温室効果ガスの総排出量に関する目標設定や基本方針に示された取り組みを追加し「環境にやさしい大津市役所率先実行計画(第2次計画)」として位置付けました。更に平成14年度は「滋賀県大気環境への負荷の低減に関する条例」第25条に基づき「大気環境負荷低減計画」を策定する必要が生じたことを受けて第2次計画を見直し、ばい煙対策並びに有害大気汚染物質対策を盛り込んだ「環境にやさしい大津市役所率先実行計画(第3次計画)」を策定して取り組みました。

現在は、平成19年度から平成22年度までを計画期間とする「環境にやさしい大津市役所率先実行計画(第4次計画)」に基づき、取り組みを進めています。⁽²²⁾

イ 計画の位置付け

本計画は、大津市環境基本計画及び環境配慮指針に基づき、市役所自らが、事業者及び消費者の立場で率先して、環境に配慮した行動に努めることを目指した計画ですが、併せて地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく、温室効果ガス排出削減等の実行計画及び滋賀県大気環境への負荷の低減に関する条例に基づく大気環境負荷低減計画を含んだ計画としています。

ウ 計画の基本的な考え方

温室効果ガスの総排出量に関する数値的な目標を設定

法が対象とする6種類の温室効果ガス(二酸化炭素・メタン・酸化二窒素・ハイドロフルオロカーボン(HFC)・パーフルオロカーボン(PFC)・六ふっ化いおう素(SF₆))のうち、排出量の把握が極めて困難であるパーフルオロカーボン・六ふっ化いおう素を除く4種類の温室効果ガスの総排出量を把握し、その数値的な目標を設定します。

全庁一体となって推進

計画に掲げる取り組みは全庁一体となって推進しています。

毎年実施状況を点検

計画に掲げる数値目標については、毎年実施状況を点検し、必要に応じて見直しを行います。

毎年取り組み結果を公表

毎年取り組み結果を公表します。

エ 計画の期間

計画の期間は平成 19 年から平成 22 年度までの 4 年間とします。計画に掲げる数値目標については、原則として平成 17 年度を基準年度とし、特にことわりのない場合は、計画期間内での達成を目指します。

オ 計画の目標及び目的

計画を達成するための目標を設定しました。

温室効果ガスの総排出量に関する目標は下記のとおりです。

温室効果ガス

温室効果ガスの総排出量を 5.5%削減します。

H17年度(基準年度)	→	H22年度(目標年度)
100,485 t-CO ₂		94,958 t-CO ₂

ばい煙

ばい煙発生施設からのばい煙排出量を次のとおり削減します。

- ・ 硫黄酸化物の総排出量を 1%削減します。
- ・ ばいじんの総排出量を 1%削減します。
- ・ 窒素酸化物の総排出量を 1%削減します。

基準年度(平成17年度)のばい煙の総排出量

ばい煙	基準年度(平成17年度)排出量
硫黄酸化物	17,048 kg
ばいじん	32,143 kg
窒素酸化物	183,966 kg

(注) 排出量はそれぞれの数値未満です。

有害大気汚染物質

焼却場や処理施設で使用している有害大気汚染物質の使用量の適正化に努めます。

有害大気汚染物質の使用量の適正化に努めます。

基準年度(平成17年度)の有害大気汚染物質の使用量

有害大気汚染物質	基準年度(平成17年度)の使用量
アンモニア	4.0 t
メタノール	25.0 t

(4) 平成20年度「環境にやさしい大津市役所率先実行計画」のまとめ

ア 推進結果の概要

環境にやさしい大津市役所率先実行計画(第4次計画)の平成20年度の推進により市施設から排出される温室効果ガスの総量は、平成17年度比で6.4%削減しました。

また、同計画に示す温室効果ガス削減等のための各取り組みについての推進状況は次のとおりでした。

公用車の効率的利用の推進(ガソリン・軽油の使用)

平成20年度の実績は、平成17年度の実績と比較し8.7%の削減

電気の効率的利用の推進

平成20年度の実績は、平成17年度の実績と比較し1.7%の削減

ガスの効率的利用の推進

平成20年度の実績は、平成17年度の実績と比較し0.1%の削減

上水の効率的利用の推進

平成20年度の実績は、平成17年度の実績と比較し10.3%の削減

(5) グリーン購入の推進

大津市役所グリーン購入推進基本方針及び環境にやさしい物品選択ガイドを作成しグリーン購入の推進に取り組んでいます。市で使用する物品のうち単価契約物品については、環境配慮商品の品目数増加と購入の推進、啓発に努めました。また、単価契約物品以外の物品についても、環境配慮商品の購入に努めるよう職員への周知を図り、被服購入に際しては再生繊維素材を使用した商品の購入や、印刷物には再生紙の使用を原則とするなどの取り組みに努めました。⁽⁷⁾

このほか、滋賀グリーン購入ネットワークの会員として、環境配慮商品に関する情報収集や市民への購入推進PR、本庁舎食堂における地産地消メニュー提供の推進などを行いました。⁽²²⁾